

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は継続的な企業価値向上と長期安定的な企業価値の向上を実現するため、株主やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び健全で透明性の高い経営を構築・維持していくことが重要な経営課題であると考えております。また、経営理念である「『誠実』かつ『確実』」を基本として、社会の安全に寄与することを事業としており、その社会的責任と使命を深く認識し、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けるために、法令遵守のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【補充原則1-2 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

当社は、現状で議決権行使に大きな支障はないものと認識しているため、事務や費用対効果等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームは採用していません。

招集通知の英訳についても、現状での外国人株主の議決権行使状況に特に問題はないと認識しているため実施していません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、費用対効果等を勘案のうえ判断してまいります。

【補充原則3-1 英語での情報開示・提供】

当社は、外国人株主を含む海外投資家の持株比率が低いことから、現状では英語での情報の開示、提供は行っていません。英語での情報の開示等の要否につきましては、今後の株主構成等を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4-1 中期経営計画】

当社は、中期経営計画を定めておりませんが、中長期的なビジョンである「1万人構想」を掲げることで、株主・投資家の皆様と認識を共有できるよう努めております。現状では、当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、単年度毎の見通しを公表しております。

【補充原則4-1 後継者計画について】

取締役会は、最高経営責任者等の後継者計画についての監督を行っていませんが、当社グループにとって持続的な社会価値創造及び中長期的な企業価値向上に寄与する人材を確保するため、将来の経営陣幹部となり得る人材に対しては、実務上重要なポストへ段階的に配置するなど、経営陣幹部の後継者を計画的に育成することとしております。

【補充原則4-3 CEOを解任するための手続の確立】

当社は、CEO(社長)を解任するための明確な手続を確立していませんが、不正、重大な法令・定款違反、心身の故障等、取締役会において必要と認める場合、社長の職務継続の適否について検討を開始し、不適格と認めた場合には、随時、交代、解任を行ってまいります。

【補充原則4-10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、取締役会において独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得ております。このように、取締役候補の選任や取締役の報酬について、独立社外取締役の適正な関与・助言を得ていることから、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性に関する分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性について、社外取締役・社外監査役が必要に応じ意見を述べるができるものの、分析・評価を実施していません。実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項としてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を定めておりませんが、中期経営計画を公表する場合には、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策などの経営方針に関する目標を提示し、その実現のために取り組むべき施策や経営資源の配分等に関する方針について、株主や投資家の皆様にとって分かりやすい説明を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

政策保有目的を含む株式の保有は、必要最小限度にとどめることを基本方針としております。当社は、個別の政策保有株式について、保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態、経営成績及び株価、配当等の状況を確認し、政策保有の継続の可否について定期的に検討を行い、保有目的の適切性を取締役会で毎年確認することをもって検証しています。なお、保有の適切性・合理性が認められない場合に加え、純投資としても保有意義を認められない場合は、売却を行います。

b. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、議決権行使が、当該保有先企業の企業価値の向上につながる重要な手段であるとの認識の下、当該株式の保有意義・経済合理性等と併せて、各議案の内容を十分に検討したうえで、当該保有先企業の中長期的な企業価値向上に資するよう、議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社による当社役員との取引については、それらの取引が当社自身や株主共同の利益を害することのないよう、法令や取締役会規則その他社内規程に則り、取締役会における承認を得ることとしております。また、当社の役員に対して、いわゆる関連当事者間取引の有無について、本人だけでなくその親族等にかかるものも含め、定期的に確認しております。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の「その他」に記載しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を設けておりません。また、現時点では企業年金制度の設立を予定しておりません。しかしながら、今後設立の検討、及び設立を行う場合は、アセットオーナーとしての機能を発揮できる体制を構築してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、ビジョン、経営目標等を当社ホームページや決算説明資料等にて開示しております。

経営理念、ビジョン:

<https://www.kyoei-ss.co.jp/corporateinfo/>

決算説明資料:

<https://www.kyoei-ss.co.jp/presentation/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】に記載しております。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

当社における経営陣幹部の選解任は、各候補の資質や経験、実績をもとに、取締役会の決議により選任しております。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由は、株主総会招集ご通知に記載しております。詳細は、以下をご参照ください。

株主総会関連資料:

<https://www.kyoei-ss.co.jp/meeting/>

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」に記載しております。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会に付議すべき事項として、法令及び定款で定められた事項及び当社グループの経営上特に重要な事項の決定など、取締役会規則で定めております。また、取締役会の決議事項以外の業務執行の決定については、迅速な意思決定を可能にすべく、職務権限規程により経営陣に権限委譲しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針について明確な定めはありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11 取締役会の多様性に関する考え方等】

本報告書「その他」の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に「取締役・監査役スキルマトリックス」を記載しております。

【補充原則4-11 取締役・監査役兼任状況】

取締役及び監査役の兼任状況は、直近の株主総会招集ご通知及び有価証券報告書に記載のとおりであります。詳細は、以下をご参照ください。

株主総会関連資料:

<https://www.kyoei-ss.co.jp/meeting/>

有価証券報告書等法定開示資料:

<https://www.kyoei-ss.co.jp/securities/>

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、会社の事業等に関する状況を含め、その役割と責務を果たすために必要な知識について、提供し、更新する機会を設けています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主や投資家の皆様との信頼関係を醸成し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、適時かつ公正な情報開

示を行いつつ建設的な対話を行うことをIR活動の基本方針としております。

(i) IR活動を統括する取締役は代表取締役社長が担っており、社長の直轄部署である経営企画室がIR担当部署として、株主及び投資家の皆様との建設的な対話の促進に取り組んでおります。

(ii) 経営企画室は、関係部門から、株主や投資家の皆様との対話を補助するために必要な情報を当社内で収集するため体制を構築しております。

(iii) 代表取締役社長による決算説明会、経営企画室による個別面談など、対話の手段・機会の充実に向けた施策を実施しております。個人投資家に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載しております。

(iv) 対話において把握した株主や投資家の皆様の意見・懸念の検討、ならびにそれらに関する担当取締役・取締役会への適切なフィードバックの実施等を行っております。

(v) 株主や投資家の皆様との対話にあたっては、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」に基づき、インサイダー情報を伝達しないことをその方針としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(同)あっとプランニング	605,000	41.90
マックスコーポレーション(株)	100,000	6.93
(株)ケイ・エス・エス	80,000	5.54
(株)日本カストディ銀行(信託口)	46,900	3.25
セコム(株)	45,000	3.12
MSIP CLIENT SECURITIES	43,300	3.00
我妻 紀子	43,000	2.98
(同)K-mac	34,000	2.35
阿部 克巳	33,900	2.35
我妻 文男	33,300	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

上記の【大株主の状況】は、2021年3月31日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
河近 芳昭	公認会計士													
大木 隆生	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河近 芳昭			<p>公認会計士として多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する高い専門性、及び会計事務所のキャリアを通じて、企業経営及び会計に関する幅広い見識を有しており、その知見を当社取締役会の意思決定機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、2016年9月より当社社外取締役を務めております。</p> <p>社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>

大木 隆生		国際的な医療分野での豊富な経験と高い見識及び専門性を有し、政府の公的会議の民間議員を歴任するなど幅広い知識やネットワークを有しており、人々の安全・安心に寄与する観点からコーポレートガバナンスや健康経営等に関する有益な提言をいただくと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、2021年6月より当社社外取締役を務めております。社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、独立性を害することがないと判断しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査の状況

監査役は、法令及び監査役会が制定した監査役会規則に基づき、監査役会で立案した監査計画、監査方針に従い、取締役の職務執行に対して違法性及び妥当性の監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見を積極的に発言しております。

監査役会は会計監査人から決算に関する監査計画についてあらかじめ報告を受け、また、期中監査、期末監査終了後の監査報告会において監査結果の報告を受けております。また、内部監査室長から監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長と定期的に情報交換や意見交換を行い、監査役監査の実効性を高めております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、監査役3名は監査役会の全てに出席しております。

監査役会における主な検討事項として、適宜監査方法の確認を行い、必要に応じて意見交換を行う等、内部監査室も交えて、それぞれ独立性を保ちつつ、連携を図り、定期的に三様監査の協議を行い監査の有効性及び効率性の向上を図っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査を行う組織として内部監査室を設けております。内部監査室は室長他1名で構成され、警備業法等の法令、定款並びに会社諸規程への準拠性監査を基盤に、当社各部門及び一部子会社の業務執行に関し、妥当性・効率性の視点から内部監査を行っております。

監査結果については、具体的な問題点及び改善すべき事項を随時、社長に報告し、改善状況について継続的にモニタリングを実施しております。

会計監査の状況

- ・ 監査法人の名称
太陽有限責任監査法人
- ・ 継続監査期間
5年間
- ・ 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 大兼宏章、堤康
- ・ 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士3名、会計士試験合格者3名、その他4名

監査法人の選定方針と理由

監査役会は、代表取締役社長その他の取締役から推薦される会計監査人候補について、推薦理由の妥当性を評価した上で、候補の決定を行っております。

太陽有限責任監査法人は、監査役会が規定する「会計監査人の選任等の決定の方針」に照らし合わせ、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したため、選任いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、選任された会計監査人の業務内容、独立性、資格要件及び適正性について継続的に評価を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 芳雄	他の会社の出身者													
吉田 愛	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 芳雄			<p>長年にわたる金融・資本市場での経営経験を含む豊富な実務経験にもとづく高い見識、上場会社における監査等委員のキャリアを通じた企業経営及び会計に関する幅広い見識を有しており、その知見を当社監査・監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、2018年6月より当社社外監査役を務めております。</p> <p>社外監査役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、独立性を害することがないと判断しております。</p>
吉田 愛			<p>弁護士としての高い専門性を有すると同時に、ビジネススクールで経営法務の特任准教授を務めるなど幅広い知見を有しており、当社監査・監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、2019年6月より当社社外監査役を務めています。</p> <p>社外監査役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がなく、独立性を害することがないと判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役・社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合の決定の方針は、役員報酬に関する細則によって定められております。

また、業績連動報酬に係る指標は、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、会社業績や業績への貢献度を反映するためであります。業績連動報酬の額の決定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益に支給割合を乗じた金額を最大枠とし、代表取締役が取締役会に諮って決定することとしております。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標は、2020年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益325百万円であります。当事業年度の取締役の報酬につきましては、2020年6月26日開催の取締役会の決議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績向上及び持続的な企業価値向上に対する意欲と士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っており、総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役報酬については、職位に職責の重みを考慮して決められた基本報酬(固定報酬)、会社業績や業績への貢献度をもとに決定される業績連動報酬、株主への貢献度が高いと認められる役員への個別評価報酬で構成しております。

なお、業績連動報酬の一部について、株主の立場で、会社の持続的成長と企業価値向上に向け業務執行に取り組んでいくためのインセンティブとして、株式報酬制度を導入しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会及び監査役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役月額報酬については代表取締役が取締役会に諮って決定することとしております。監査役報酬については、取締役会の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しております。

なお、監査役及び社外取締役の報酬については、その役割・職責に鑑み、基本報酬(固定報酬)のみとしております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び監査役会の活動は、取締役会は2020年6月26日開催の取締役会において取締役の報酬について審議し、上記の方針に則り決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、内規及び決定方針との整合性を含めて算定した原案が検討及び提示されていることから、取締役会も基本的に決定方針に沿ったものであると判断しております。監査役会は監査役報酬について2020年6月26日開催の監査役会において、全会一致にて決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の活動を支援するため、業務部が事務局となり、取締役会等における議論に必要な資料を事前配布するとともに、社外取締役(社外監査役)から必要な情報の提供を求められた場合には、その提供に迅速に対応する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行、監査・監督に係る事項

【取締役会】

取締役会は、代表取締役社長 我妻文男を議長とし、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催される臨時取締役会において経営上の重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行についての監督を行っております。

【監査役会】

監査役会は、常勤監査役 伊藤芳雄を議長とし、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、取締役会等の重要な会議に常時出席し、必要に応じて意見を述べることで経営の監視機能の充実化が図られております。さらに各事業所への往査などモニタリングを定期的に行っております。また監査の実効性を高めるために、会計監査人及び内部監査室との連携により、健全な経営と法

令、社会ルールと企業倫理の遵守に努めております。このような体制のもと、業務及び財産等の調査を通じて取締役の職務の執行状況について厳正な監査を実施しております。なお、監査役会は原則として毎月1回開催しております。

【内部監査室】

社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、内部統制システムを円滑に推進するため、監査法人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組んでおります。

また、期初に策定した内部監査計画に基づき、全部門を対象に内部監査を実施し、これらの監査結果を直接代表取締役社長に報告するとともに、監査役とも監査結果を共有することにより連携を図り、企業経営の効率性及び透明性の維持に努めております。

【会計監査人】

太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

【リスク・コンプライアンス委員会】

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、監査役および社長が指名した役職者で構成され、リスクとコンプライアンスに関する重要事項の協議および報告の場として、原則として四半期に1回以上開催しております。

会社との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業価値を最大化するためには、経営者が健全かつタイムリーで迅速な意思決定を行い、それに基づき業務執行を行うことが基本であります。また、それらを監督する機関が必要であり、そこにコーポレート・ガバナンスの必要性があると認識しております。

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。公認会計士、医師、金融機関出身者、弁護士という豊富な経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。現状としては監査役会設置会社としての現体制を基礎に、今後もコーポレート・ガバナンス体制の向上を図ることが適当であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送につとめてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	極力、集中日を避けた開催に努めておりますが、会場確保の都合により、いわゆる集中日の開催となる場合があります。
その他	招集通知はウェブ上での事前公表を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社は株主・投資家の皆様に対し、当社の経営方針や事業戦略、業績、財務に関わる情報をわかりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針とし、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めております。なお、ディスクロージャーポリシーは、当社ホームページに掲載しております。</p> <p>https://www.kyoei-ss.co.jp/policy/</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び本決算発表日以降、代表者によるアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。この他、IR担当によるアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>以下URLにてIR資料を掲載しております。</p> <p>https://www.kyoei-ss.co.jp/ir/</p> <p>IR資料として、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知等、アナリスト・機関投資家、株主の皆様にとって有益と考えられる情報を掲載しております。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は1985年の創業以来、「誠実かつ確実」という経営理念を基本として、社会の安全に寄与することに取り組んでまいりました。</p> <p>当社は、株主・投資家の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切・正確・公平に当社の経営方針、事業活動、財務情報等を提供していくことに努めてまいります。</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>環境 ・当社所有施設に太陽光発電モジュールを設置し、クリーンエネルギーの活用を行っており、温室効果ガス排出削減に取り組んでおります。</p> <p>社会 ・警備事業を通じて、ご契約先施設や周辺地域の防災・減災、またBCPに携わっております。2018年の西日本豪雨では、広島県と岡山県において、公共交通機関が寸断されたことによる鉄道施設内外の案内・安全確保の警備を実施いたしました。現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う警備にも取り組んでおります。 ・「教育のレベルは、会社のレベル。」というスローガンの下、社員の資格取得をサポートするとともに、「絶対に事故を起こさない警備員の育成」をモットーに警備員教育に注力しております。 ・社員による危機管理に関する講演や護身術講座などを行っております。 ・大学など教育機関への寄付活動を行っております。 ・人事・福利厚生面では、持ち株会制度を導入し、奨励金を支給しております。また、安心して働ける環境づくりの一環としてGLTD制度を導入しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程、個人情報保護規程、適時開示規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル等により、情報開示や公的発現などに関して規定しております。</p>
<p>その他</p>	<p>ダイバーシティ 当社は、ダイバーシティの尊重と働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、多様な人材の採用・育成・登用と健全な職場環境づくりを推進しております。 警備業界では、女性警備員の割合が6.7%（「令和2年における警備業の概況」警察庁）と男性社員比率が高くなっているなか、当社ではダイバーシティ推進の一環として女性活躍を推進しており、2021年3月期末時点の女性管理職比率は16.0%であります。また、当社では、2025年3月期末までに女性管理職比率を20%とすることを目標とし、女性社員の積極的な採用・育成・登用に取り組んでまいります。</p> <p>人材育成方針 当社は、社員が最も重要な財産であり、社員の成長こそが最も重要な経営基盤のひとつであると考えております。当社は、「教育のレベルは、会社のレベル。」という教育スローガンを掲げ、階層別の社員教育等に取り組んでおり、また「One Person, One License」から「One Person, 10 License」にキーワードを改め、社員の資格取得をサポートしております。</p> <p>社内環境整備方針 当社は、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。 ジェンダー平等を目指して、女性の役員登用および管理職登用比率向上に取り組むとともに、男性警備員担当の勤務シフトを女性警備員担当の勤務シフトに組み替えるなど、女性の活用にも注力しております。また、若手の採用に注力する一方で、「アクティブシニア」の皆さんが働きやすい職場づくりを推進し、雇用機会の提供による社会貢献を果たしてまいります。また、長時間労働の是正に取り組むとともに、短時間労働など様々な勤務体系に対応するよう努めております。</p> <p>コーポレートガバナンス ・女性役員1名を含む4名の社外役員が在籍しており、透明性ある公正なコーポレートガバナンス体制を敷いております。 ・インサイダー取引の防止や個人情報の保護に配慮しております。 ・企業情報の適時適切な開示を行うとともに、IR活動において投資家の皆さまとの建設的な対話に積極的に取り組んでおります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき、整備・運用を図っております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識の上で、当社及び子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「グループ社員行動規範」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- (2)取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。
- (3)内部通報規程に基づき、社員等からの法令違反行為の情報提供を受けるとともに、社内および社外相談窓口を設けてコンプライアンス体制の強化・充実に努める。
- (4)代表取締役社長直轄である内部監査室は、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指導を行う。
- (5)財務報告の信頼性確保のために、内部統制システムの整備・改善を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- (6)当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)企業秘密及び個人情報等を管理するため「機密事項管理規程」、「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を定め、適正な取扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。
- (2)取締役会その他重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社及び子会社において、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要なリスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- (2)当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」において、各種リスク管理の方針に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、毎月1回行われる定時取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2)取締役会は、取締役会規則ならびに職務権限規程を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
- (3)取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- (4)当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- (5)財務経理部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。
- (6)内部監査室は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社管理規程」等に基づき、子会社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
- (2)子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
- (3)子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り親子会社間での適正な取引に努める。
- (4)当社の内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、使用人の中から監査役補助者を任命する。
- (2)監査役補助者は、監査役の特任とし、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役以外の指揮命令は受けない。
- (3)監査役補助者の異動、人事評価及び懲戒等に関する決定は監査役の同意を要する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
- (2)監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役および使用人に該当書類の提示や説明を求めることができる。
- (3)取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実及び業績に影響を与える重要な事項を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- (4)監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めた場合、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができる。
- (5)内部監査室は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社における監査計画、結果およびリスク管理状況等の現状を報告する。
- (6)当社グループは、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債

務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。

(2)監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。

(3)監査役は、監査に実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力管理細則」および「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。また、暴力団等反社会勢力排除宣言を表明しております。

反社会的勢力との関係排除に向けた社内体制の整備状況は以下の通りです。

- a. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応その他反社会的勢力への対応を総括する部門を経営企画室と定め、経営企画室長をこれらの対応を統括する責任者と定めております。
- b. 反社会的勢力の排除に向けて、警察等関係機関とも連携してこれに対応するため、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加入し、定期的な研修会への参加や問合せ等を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。
- c. 日経テレコン等のデータベースを利用し、取引先について反社会的勢力との関係について事前に確認を行うとともに、社員については入社時の面接および毎期実施している上長との面談において、警備業法上の欠格事由等について確認しております。
- d. 取引先との間で締結する契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を設けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

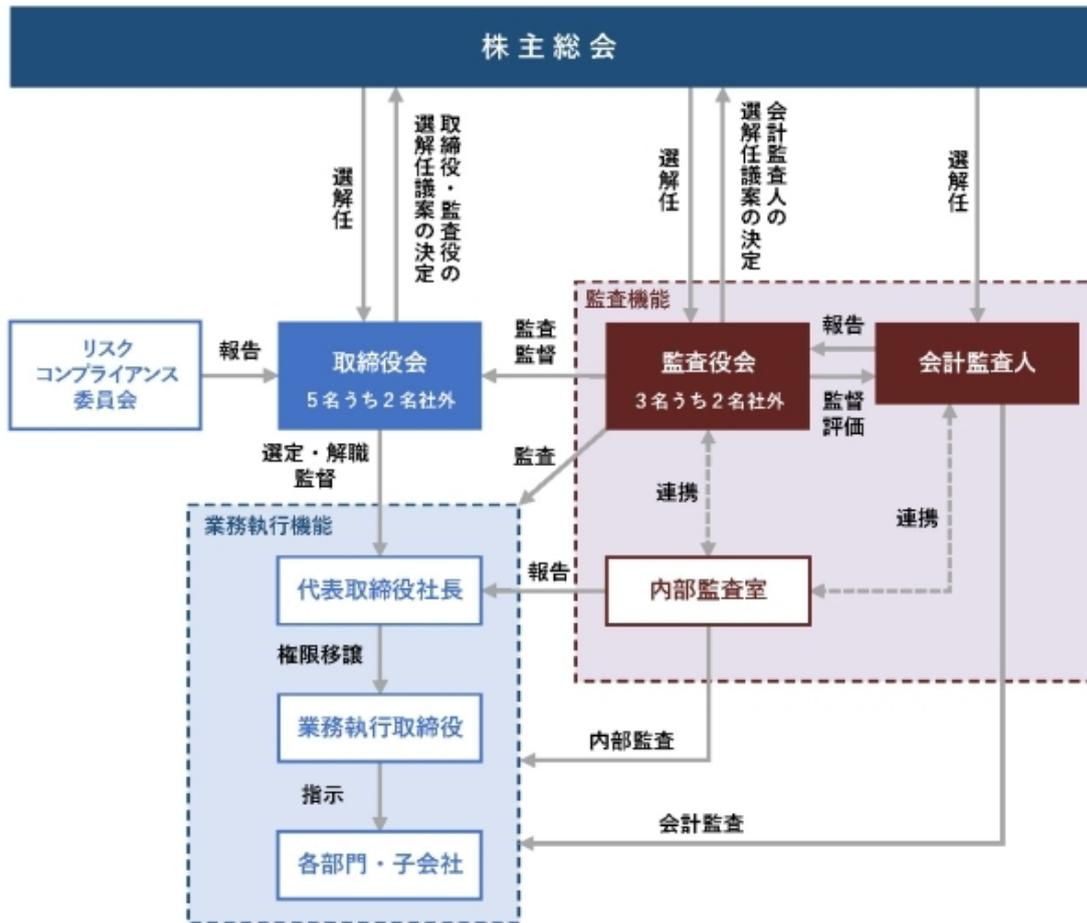
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

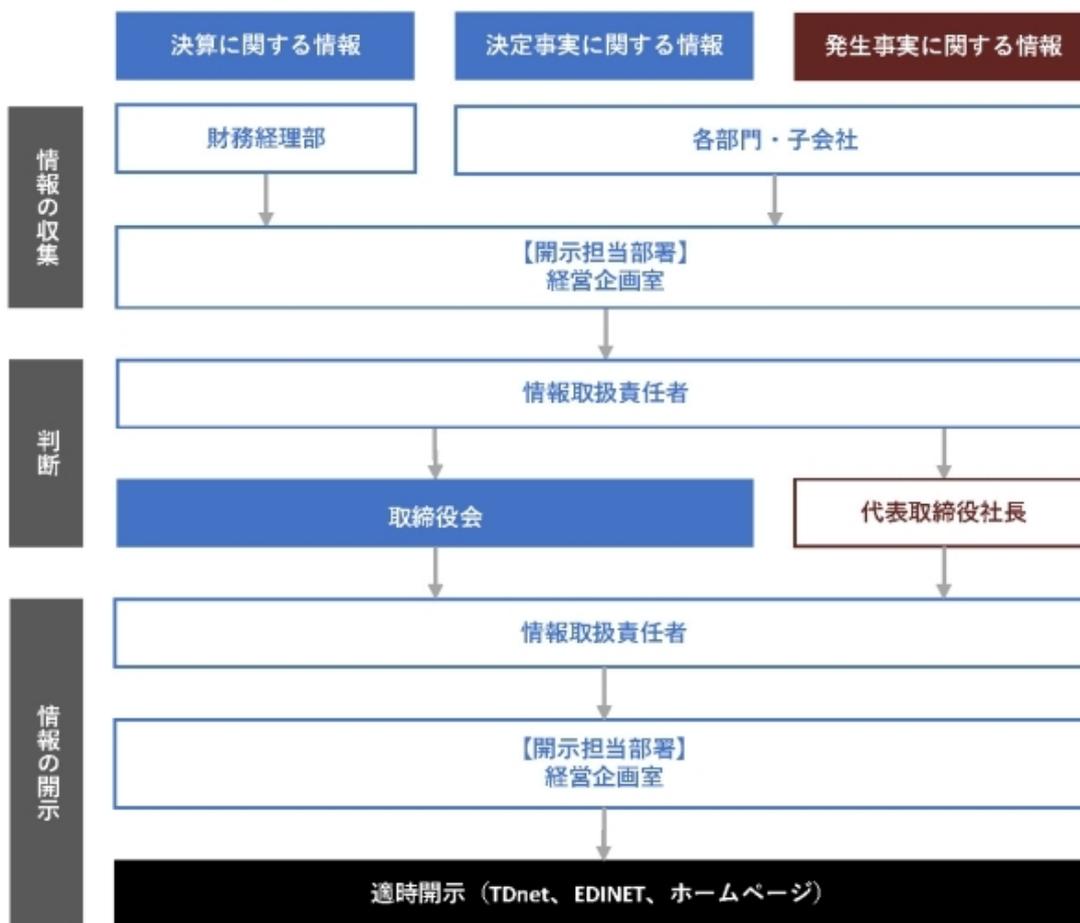
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレートガバナンス体制(模式図)】、【適時開示体制の概要(模式図)】、【取締役・監査役スキルマトリックス】は以下の通りであります。

■ コーポレートガバナンス体制（模式図）



■ 適時開示体制の概要（模式図）



■ 取締役・監査役スキルマトリックス

氏名	当社における地位	性別	経験・専門性（最大3つ）						
			企業経営	財務会計	業界の知見	人事労務 人材育成	事業戦略 マーケティング	法務 リスク管理	コーポレート ガバナンス
我妻 文男	代表取締役	男性	●			●	●		
我妻 和文	取締役	男性	●		●		●		
佐藤 貞治	取締役	男性	●		●	●			
河近 芳昭	取締役 独立社外	男性	●	●					●
大木 隆生	取締役 独立社外	男性	●			●			●
伊藤 芳雄	常勤監査役 独立社外	男性	●	●					●
大和田 好博	監査役	男性			●	●		●	
吉田 愛	監査役 独立社外	女性	●					●	●